

滋賀県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例（案）について

1 改正の理由

近年、スマートフォン等の撮影機器のインターネットとの親和性の向上をはじめとする機能の進歩に伴う、盗撮を目的とした撮影機器の設置行為、盗撮映像の流出行為、社会情勢の変化に伴う近隣住民同士の日常的なトラブルに起因するつきまとい行為等、県民生活の平穩に大きな影響を与える迷惑行為が顕在化しているところです。

このような現状に鑑み、こうした新たな迷惑行為を規制するとともに、被害の深刻化につながるおそれのある盗撮映像の記録について罰則を強化すること等により県民生活の安全と平穩を保持するため、滋賀県迷惑行為等防止条例（昭和38年滋賀県条例第36号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 公共の場所および公共の乗物に加え、集会所、事務所、学校その他の特定多数の者が集まり、または利用する場所において、当該場所にいる人の下着等を見、またはその映像を記録する目的でみだりに写真機等を人に向け、または設置する行為を禁止することとします。（第3条関係）
- (2) 公衆が利用することができる浴場、便所、更衣室その他の人が通常衣服の全部または一部をつけない状態である場所に加え、職場、学校等の特定多数の者が利用することができるそれらの場所において、当該状態にある人の姿態を見、またはその映像を記録する目的でみだりに写真機等を人に向け、または設置する行為を禁止することとします。（第3条関係）
- (3) 特定の者に対する妬み、恨みその他の悪意の感情を充足する目的で、特定の者またはその配偶者、直系もしくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し反復して行われるつきまとい行為等を禁止することとします。（改正後の第4条関係）
- (4) (1)から(3)までの規定に違反した者は、6月以下の懲役または50万円以下の罰金に処することとします。（改正後の第11条関係）
- (5) (1)または(2)の罪を犯した者が、(1)の規定に違反して下着等の映像を記録したときまたは(2)の規定に違反して衣服の全部または一部を着けない状態である人の姿態の映像を記録したときは、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処することとします。（改正後の第11条関係）
- (6) 県民等の自由および権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱

して他の目的のために濫用することがあってはならないとすることとします。(改正後の第15条関係)

(7) その他必要な規定の整備を行うこととします。

(8) この条例は、平成29年1月1日から施行することとします。

3 改正文案及び新旧対照表

別添1及び2のとおり

4 県民政策コメントにおいて提出された意見とそれらに対する滋賀県警察の考え方について

別添3のとおり